

(Ⅳ) 新品種・新技術活用環境整備事業

(Ⅳ)－１ ICTを活用したスマート農業導入実証・高度化事業

(a) ICTを活用したスマート農業導入実証

第１ 趣旨

要綱別表１のⅣの１の（１）のICTを活用したスマート農業導入実証の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第２ 事業の内容

本事業においては、ICTを活用したスマート農業導入を実証するため、以下の取組を実施するものとする。

１ 地域協議会の開催

スマート農業導入プログラム（以下「プログラム」という。）及び全国推進事業計画に基づき、ICTを活用したスマート農業実証を実施するため、複数の生産者又は生産者団体、流通業者、システムメーカー等で構成された地域協議会を開催する。

２ 環境情報等のデータに基づく農業を実践するために必要なシステム等の導入

以下の各種システムから水田作、畑作、果樹作等経営形態に応じて適したものを導入する。

（１）フィールドサーバ（ユニットサーバ）

センサやカメラと通信装置を一体にした簡易計測システム

（２）ほ場・土壌情報管理システム

ほ場や土壌など農地のさまざまな情報を、GIS技術により地図又は衛星画像とリンクさせて管理できるシステム

（３）農作業管理システム

ほ場・土壌情報管理システムとGPSを利用して農業機械の位置情報を地図上に表示し、農作業の状況を管理できるシステム

（４）その他既にサービスが開始されているICTを活用したシステム

３ クラウドによる情報システムの利用

クラウドを通じた、フィールドサーバ、ほ場・土壌情報管理システム、農作業管理システム等の情報や生産者等がスマートフォン等により入力した情報を受信するシステムを利用して得られたデータを蓄積、分析し、活用することにより、GLOBALG.A.P等想定される輸出先が求める国際的な食品安全規格に係る第三者認証（以下「GLOBALG.A.P等」という。）の取得や農産物の品質向上を図る。

４ GAP導入・実践支援システムの取組

産地の生産者等を対象に、以下の取組を水田作、畑作、果樹作等経営形態に応じて実施する。

ただし、（４）の取組については必ず実施するものとする。

（１）クラウドによる情報システムの操作に係る研修

（２）フィールドサーバ（ユニットサーバ）設置に係る実技の研修

- (3) ほ場・土壌管理システム及び農作業管理システム導入に係る実技の研修
- (4) G L O B A L G . A . P 等の導入に必要な研修及び取得
- (5) その他既にサービスが開始されている I C T を活用したシステムの利用に係る研修

5 マーケティング支援の取組

産地、流通業者及び実需者の間のクラウドを通じた情報システム（産地情報と流通情報を相互に利用できるシステム）を構築する。

第3 事業実施主体

要綱別表1のⅣの1の(1)の事業実施主体の欄の生産局長が別に定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 本実証事業の運営に必要な複数の生産者又は生産者団体、流通業者、システムメーカー、学識経験者、研究機関、地方公共団体、実需者（加工業者、医療機関）等で構成されていること。
このうち、複数の生産者又は生産者団体、流通業者及びシステムメーカーは必須の構成員とする。
- (2) I C T を活用したスマート農業導入実証の事務手続を適正かつ効率的に行うため、地域協議会の代表者及び意志決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした地域協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。
- (3) 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第4 プログラム

1 プログラムの策定

- (1) 事業実施にあたり、地域協議会は、要綱第5の1の(4)に基づき、プログラムを別記様式第a-1号により策定するものとする。
なお、プログラムの構成は、1年目にI C T 機器の導入等体制を構築し、2年目及び3年目に実証を行い、3年目に結果を取りまとめるものとする。
- (2) 要綱別表1のⅣの1の(1)の補助要件の欄の1の生産局長が別に定める内容とは、別記様式1号に掲げる項目とする。
- (3) 既に生産局長承認を受けたプログラムを実施している地域協議会において、2年目又は3年目に、対象品目を追加して実施しようとする場合には、プログラムを変更し、2の(1)と同じ指標を成果目標に追加しなければならない。
プログラムの変更は、要綱第5の1の(4)に準じて行うものとする。ただし、成果目標の引下げに伴う変更については、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。

2 プログラムの成果目標

- (1) 要綱別表1のⅣの1の(1)の補助要件の欄の2の生産局長が別に定める成果目標は、本事業で実施する対象品目の農業産出額が事業実施前年度（以下「基準

年度」という。)に対し100%超を達成すること及び輸出取組(海外展示への出品、輸出商談会への参加等の輸出に向けた実施回数又は輸出金額)が基準年度に対し100%超を達成することを指標として設定するものとする。

- (2) 要綱第4の2の生産局長が別に定める成果目標の目標年度は、新規にプログラムの承認を受けた年度の3年後とする。

第5 全国推進事業計画

- 1 事業を実施する地域協議会は、要綱第5の1の(4)に基づき、全国推進事業計画を別記様式第a-2号により作成するものとする。
- 2 全国推進事業計画は、プログラムの内容に沿ったものとする。
- 3 全国推進事業計画の重要な変更を行う場合は、要綱第5の1の(4)に準じて行うものとする。

なお、重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 要綱別表1のⅣの1の(1)の事業内容の欄の取組の中止及び廃止
- (2) プログラムの変更を伴う事業実施計画の変更
- (3) 補助事業費又は事業量の3割を超える変更

第6 事業の承認及び着手

- 1 生産局長は、要綱別表1のⅣの1の(1)の補助要件の欄に掲げる要件を全て満たす場合に限り、予算の範囲内で、全国推進事業計画の承認を行うものとする。
- 2 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、地域協議会は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第a-3号により生産局長に提出することとする。
- 3 2のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、地域協議会は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。また、この場合においても、地域協議会は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 4 2のただし書により交付決定前に着手する場合については、生産局長は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指示するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第7 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施状況の報告

要綱第6の3に基づく事業実施状況の報告は、プログラム承認年度から目標年度の前年度までの間において、毎年、別記様式第a-4号により報告に係る年度の翌年度の7月末までに行うものとする。

- 2 事業の実施状況に対する指導

生産局長は、1の規定による事業実施状況の報告の内容について検討し、成果目

標に対して事業の進捗が遅れていると判断される場合等には、地域協議会に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第8 事業の評価

- 1 要綱第7の7の生産局長が別に定める自己評価及びその報告は、成果報告書を別紙様式第a-5号により目標年度の翌年度の7月末までに作成し行うものとする。
- 2 生産局長は、地域協議会から1の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別紙様式第a-6号により、評価結果を取りまとめ、必要に応じて地域協議会を指導するものとする。

第9 補助対象経費

補助対象経費は、各事業ごとに直接要する別紙の経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

- 1 地域協議会開催に係る経費であって、謝金、旅費、会場借料等とする。
- 2 精密農業に必要なシステムの導入に係る経費及びクラウドとの情報システム設定変更・追加に係るコンサルタント経費であって、ICT機器導入・利用費、賃金、役務費等とする。
- 3 クラウドによる情報システムの利用に係る経費であってICT機器導入・利用費等とする。
- 4 ICT機器の操作習熟等を図るための研修及びGLOBALG.A.P.等の導入に必要な研修、取得に係る経費であって、講師謝金、講師旅費、会場借料、教材作成費、執筆謝金、通信運搬費等とする。
- 5 産地、流通業者及び実需者の間のクラウドを通じた情報システムの構築に係る経費であって、既に提供されているクラウドサービスのカスタマイズに係るコンサルタント経費であって、賃金、役務費等とする。

第10 実施基準

- 1 GLOBALG.A.P等を取得するものとする。
- 2 第2の1から4までの取組を全て実施しなければならない。

(b) 既存GAPの高度化支援

第1 趣旨

要綱別表1のⅣの1の(2)の既存GAPの高度化支援の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 事業の内容

本事業においては、既に農業生産工程管理(GAP)に取り組んでいる産地等が輸出を見据えて高度化を図る以下の取組を実施するものとする。

1 ICT機器の操作習熟等を図るための研修会の開催

GLOBALG.A.P.等の取得に必要なICT機器の操作習熟等を図るための研修会の開催。

2 クラウドによる情報システムの利用

クラウドを通じた、GLOBALG.A.P.等の取得に必要な作業工程管理や作物の状態の入力、技術者等からのガイダンスを受信するシステムを利用して得られたデータを蓄積、分析し、活用するものとする。

3 GLOBALG.A.P.等の取得

GLOBALG.A.P.等想定される輸出先が求める国際的な食品安全規格に係る第三者認証を取得するものとする。

第3 事業実施主体

要綱別表1のⅣの1の(2)に定める事業実施主体とする。

第4 全国推進事業計画

1 事業を実施する事業実施主体は、要綱第5の1の(4)に基づき、全国推進事業計画を別記様式第b-1号により作成するものとする。

2 要綱別表1のⅣの1の(2)の補助要件の欄の1の生産局長が別に定める成果目標は、本事業で実施する対象品目の輸出取組(海外展示への出品、輸出商談会への参加等の輸出に向けた実施回数又は輸出金額)が基準年度に対し100%超を達成することを指標として設定するものとする。

3 要綱第4の2の生産局長が別に定める成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

4 全国推進事業計画の重要な変更を行った場合は、要綱第5の1の(4)に準じて行うものとする。

なお、重要な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 要綱別表1のⅣの1の(2)の事業内容の欄の取組の中止及び廃止

(2) 補助事業費又は事業量の3割を超える変更

第5 事業の承認及び着手

1 生産局長は、要綱別表1のⅣの1の(2)の事業の補助要件の欄に掲げる要件をすべて満す場合に限り、予算の範囲内で、全国推進事業計画の承認を行うものとする。

2 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30

年法律第 179 号) 第 6 条第 1 項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第 b-2 号により生産局長に提出することとする。

3 2 のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

4 2 のただし書きにより交付決定前に着手する場合については、生産局長は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指示するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第 6 事業実施状況の報告等

1 事業実施状況の報告

要綱第 6 の 3 に基づく事業実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の 7 月末までに、別記様式第 b-3 号により行うものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

生産局長は、1 の規定による事業実施状況の報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第 7 事業の評価

1 要綱第 7 の 7 の生産局長が別に定める自己評価及び報告は、成果報告書を別記様式第 b-4 号により目標年度の翌年度の 7 月末までに作成し行うものとする。

2 生産局長は、事業実施主体から 1 の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別紙様式第 b-5 号により、評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第 8 補助対象経費

補助対象経費は、各事業ごとに直接要する別紙の経費であつて、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

1 クラウドによる情報システム操作習熟を図るための研修に係る経費であつて、講師謝金、講師旅費、会場借料、教材作成費、執筆謝金、通信運搬費等とする。

2 クラウドによる情報システムの利用に係る経費であつて、I C T 機器導入・利用費等とする。

3 G L O B A L G . A . P . 等の取得に係る経費であつて、認証取得費等とする。

第 9 実施基準

1 G L O B A L G . A . P 等を取得するものとする。

2 第 2 の 1 から 3 までの取組の全てを実施するものとする。

別紙 1

補助対象経費

事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料	事業を実施するために直	・原材料は物品受払簿で管

	費	接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	理すること。
	消 耗 品 費	事業を実施するために直接必要な以下の経費・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額（3万円未満）な物品の経費 ・ C D - R O M 等の少額（3万円未満）な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
	I C T 機 器 導 入 ・ 利 用 費	精密農業に必要な I C T 機器等の導入費用及び利用料	・ 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。
	認 証 取 得 費	G L O B A L G . A . P . 等の認証取得に係る経費 ・ 認証取得費 ・ マネージメント審査費 ・ 報告書作成費	
旅 費	委 員 等 旅 費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝 金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。

賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 補助金の額の50%未満とすること。 ・ 事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・ 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	・ 試作品の製作・加工について、他者に設計図を示して製作・加工を行ってもらう場合の費用を含む。
雑 役 務 費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社 会 保 険 料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に	

		支払う通勤の経費	
--	--	----------	--

1. 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
2. 上記欄の経費であっても以下の場合にあつては認めないものとする。
 - （1）本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
 - （2）補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合